

2019 年度 魚津市立東部中学校の部活動に係る活動方針

<p>部活動に関する方針</p>	<p>(1) 部員の個性の伸長を図り、心身の調和のとれた発育を促す。 (2) 一人一人が集団の一員として秩序を守り、目標をもって活動する態度を養う。 (3) 活動内容や指導の在り方について必要な検討や見直し、創意工夫による改善を進める。</p>				
<p>休養日と活動時間の設定</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 636 528 1019"> <p>休養日</p> </td> <td data-bbox="528 636 1442 1019"> <p>週当たり2日以上休養日を設ける。 (1) 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週末に振り替える。 (2) 目標の大会に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもあることから、休養日については年間で104日以上設け、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1019 528 1305"> <p>活動時間</p> </td> <td data-bbox="528 1019 1442 1305"> <p>(1) 平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。 (2) 大会や練習試合等により、1日の活動時間が上回る場合は、その後に休養日を設けるなど、生徒のバランスのとれた生活に支障が生じないよう配慮する。</p> </td> </tr> </table>	<p>休養日</p>	<p>週当たり2日以上休養日を設ける。 (1) 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週末に振り替える。 (2) 目標の大会に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもあることから、休養日については年間で104日以上設け、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とする。</p>	<p>活動時間</p>	<p>(1) 平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。 (2) 大会や練習試合等により、1日の活動時間が上回る場合は、その後に休養日を設けるなど、生徒のバランスのとれた生活に支障が生じないよう配慮する。</p>
<p>休養日</p>	<p>週当たり2日以上休養日を設ける。 (1) 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週末に振り替える。 (2) 目標の大会に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもあることから、休養日については年間で104日以上設け、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とする。</p>				
<p>活動時間</p>	<p>(1) 平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。 (2) 大会や練習試合等により、1日の活動時間が上回る場合は、その後に休養日を設けるなど、生徒のバランスのとれた生活に支障が生じないよう配慮する。</p>				
<p>活動計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 部活動顧問は、年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。 				
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じる。休養日については、学校や地域、生徒の実態を踏まえ、工夫して設定する。 				